

第1条（適用範囲）

1. 本特約は、カード発行会社（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当行と総称して「両社」という。）所定の JCB デビット会員規約（以下「会員規約」という。）に基づく JCB デビットカードの貸与の申し込みの際に、会員規約に定める物理的なカードの貸与を受けることなく、本特約に定める「バーチャルデビット発行」を希望した会員に対して適用されます。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約およびこれに付随する両社所定の規定・特約等（以下「会員規約等」という。）が適用されます。

第2条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

- (1)「バーチャルデビット会員」とは、会員規約に定める会員のうち、本特約を承認のうえ、物理的なカードの発行を受けずにカード情報のみの発行を受けた方をいいます。
- (2)「カード情報」とは、会員規約第2条第5項に定義されるものをいい、カード番号、カードの有効期限およびセキュリティコードの総称です。
- (3)「バーチャルデビット発行」とは、会員に対して、物理的なカードを発行・貸与せず、カード情報のみを発行・貸与することをいいます。

第3条（カード情報の発行、通知）

1. 当行は、会員に対し、バーチャルデビット発行を行い、当行指定のスマートフォンのアプリケーションによりカード情報を通知します。
2. カード情報にかかる権利は当行に帰属します。バーチャルデビット会員は会員規約に基づき善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。バーチャルデビット会員は退会した場合、当行の指示に従って直ちにカード情報を破棄しなければならないものとします。
3. 当行は、本会員のみにバーチャルデビット発行を行います。本会員以外の方はバーチャルデビット会員とはなりません。

第4条（バーチャルデビット利用）

1. バーチャルデビット会員は、非対面取引の加盟店に、カードを提示することなくカード情報の全部または一部を使用することによりデビットショッピング利用を行うことができます（以下「バーチャルデビット利用」という。）
2. バーチャルデビット会員は、会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。
3. 会員規約等に定める「カード」とは「カード情報」を指すものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、会員規約第2条（JCB デビットカード）第2項から第4項、第7条（暗証番号）、第19条（デビットショッピングの利用）第2項、第25条（海外現地通貨引き出しサービス）、第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第1項から第4項および第30条の2（カード番号等の不正利用）第6項の他、バーチャルデビット発行において発生する可能性がない事象にかかる会員規約等の定めは、バーチャルデビット会員に対して適用されません。

Wallet+バーチャルデビット特約

5. バーチャルデビット会員が、事後的に物理的なカード（以下「板カード」という。）の発行を希望する場合、バーチャルデビット会員は両社所定の方法により板カードの発行を申し込み、両社が承認した場合、会員に対して板カードを発行します。この場合、板カードのカード情報は、バーチャルデビット発行のものと同一となります。なお、板カードの利用に関して、本特約は適用されません。
6. バーチャルデビット会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。バーチャルデビット会員が板カードの発行を受けている場合、板カードも同時に退会となります。また、バーチャルデビット会員は、板カードのみを退会することはできません。

第5条（本特約の改定）

本特約の改定は、会員規約の定め（会員規約およびその改定）が適用されます。